

情報公開制度について

平成12年6月に施行された「社会福祉法」において、社会福祉法人は、事業報告書などの閲覧を義務づけられ、社会福祉事業に関する情報の提供にも努めなければならないこととなりました。大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」）では、それを受けて、平成13年4月1日から、施設経営の透明性の確保と事業団の運営する事業に対する府民のみなさんの理解と信頼を深めることを目的として、情報公開制度をスタートさせました。

Q:対象となる文書は何ですか？

A:事業団事務局、金剛コロニー、明光ワークス、大阪INA職業支援センター、箕面通勤寮、稲スポーツセンターの保有している文書などが対象になります。

Q:いつでも閲覧できる情報はありますか？

A:役員名簿、事業概要、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書などです。

Q:公開申出ができる情報はありますか？

A:平成13年4月1日以後に事業団が作成したり取得した情報です。

Q:公開申出ができる人は誰ですか？

A:府内在住の個人や法人。事業団と利害関係のある個人や法人などです。

Q:公開できない情報はありますか？

A:個人に関する情報で、特定の個人がわかってしまうものや、法令で非公開になっている情報です。また、個人情報に関しては、個人情報保護規程（平成13年6月1日改正施行）により保護されています。

Q:情報公開の費用はありますか？

A:情報の閲覧または視聴などの費用は無料です。ただし、写しなどの交付は、規定の費用、送料については実費が必要です。

【情報公開の受付＆問い合わせ先】

情報公開の申出は所定の用紙により、郵送またはファックスでも受け付けます

大阪府障害者福祉事業団 事務局総務課（金剛コロニー内）

電話 0721-34-2180（内線411）

大阪府障害者福祉事業団 事務局総務課
平成16年7月1日